

事務補助員（育児休業代替（会計年度任用職員））募集要項

項 目	内 容
1 職名	事務補助員（育児休業代替（会計年度任用職員））
2 募集人数	1 人
3 任用根拠	地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号
4 任用期間	令和 6 年 9 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで ※ 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、4 回を上限として公募によらず再度任用される可能性があります。 ※ 育児休業期間を限度とする代替の任用のため、育児休業取得者が予定より早く復職等する場合は、任用期間満了前に解職になります。育児休業期間が延長される場合は、同一年度内に限り、任用期間を更新する可能性があります。 なお、期間を定めた任用であり、令和 7 年 4 月 1 日以降の任用を保障するものではありません。（業務上の必要がなくなった場合、予算の減少・法令の改正等により廃職又は減員する場合等）
5 勤務職場	市民課
6 職務内容	書類作成、データ入力、窓口業務（申請書等の受付業務等）など
7 応募資格・求められる能力	・パソコン（Excel、Word 等）の基本的な操作能力を有し、迅速に業務を遂行することができること。 ・窓口や電話対応において、丁寧・誠実な接遇を行うことができること。 ・服務規律及び職場ルールを遵守して業務に取り組むことができること。 ・自分の業務を理解し、責任感をもって一生懸命業務に取り組むことができること。
8 勤務時間	週 38 時間 45 分勤務（週 5 日勤務） ・月・火・木・金曜日：8 時 30 分から 17 時 15 分まで ・水曜日：8 時 30 分から 21 時までのうち所属長が指定する 7 時間 45 分 ・日曜日：8 時 45 分から 12 時 45 分までの 4 時間 ・所定勤務時間を超える勤務の有無 有（業務の必要上やむを得ない場合）
9 勤務しない日	・週休日（日曜日及び土曜日）（振替：有） ※日曜日に勤務していただく場合があります。（日曜日：8時45分から12時45分までの4時間） ・国民の祝日に関する法律による休日 ・年末年始の休日（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで）
10 休憩時間	60 分
11 休暇等	次に掲げる休暇を取得できます。 (1) 年次有給休暇 任用期間等に応じた年次有給休暇が付与されます。 (2) 公民権の行使、慶弔休暇、産前・産後休暇などの特別休暇等があります。（※有給休暇と無給休暇があります。）
12 給料額	月額 181,578 円（地域手当を含む） ・常勤職員と同様に通勤手当を別途支給 ・一定の要件を満たす場合、期末手当及び勤勉手当を支給 ・原則として月の 1 日から末日までの期間分を当月の 21 日に口座振込により支給

13 社会保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険加入（又は市町村職員退職手当条例適用） 有 ※ 市町村職員退職手当条例が適用された場合、雇用保険は適用除外となります。
14 応募方法等	申込書類を下記問合せ先に郵送又は持参してください。 申込書類は、選考及び採否の連絡等、採用に関連する業務のみに使用し、他の目的には使用しません。また、申込書類は返却しません。 (1) 申込書類 会計年度任用職員申込書 (2) 申込期限 令和6年8月13日（火曜日）（必着） ※ 持参の場合は申込期間の平日の8時30分から17時15分まで
15 選考方法	書類選考及び面接選考 ・面接の日時については、申込者本人宛てに別途連絡します。 ・選考の結果については、申込者本人宛てに別途通知します。
16 問い合わせ	草加市役所 市民課 住所：〒340-8550 草加市高砂1-1-1 電話：048-922-0151（代表）

※ 法改正等に伴う制度変更により、年度途中であっても、給与、勤務条件及び加入する社会保険制度が変更となる場合があります